

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(障害児施設給付費の給付の申請等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 省令第25条の7第2項第1号及び第2号に規定する書類は、別に定める様式による<u>世帯状況・収入・資産等申告書</u>によらなければならない。</p> <p>(費用の基準)</p> <p>第21条 次に掲げる費用の基準は、別に定める。</p> <p>(1) <u>法第22条、第23条並びに第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(措置費の請求)</p> <p>第22条 法第35条第4項の規定により設置する児童福祉施設の設置者、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親又は法第33条の規定に基づき一時保護の委託を受けた者は、前条各号に<u>規定する措置に要する費用</u>を請求するときは、毎月分の当該<u>措置に要する費用</u>について、当該月の前月の5日までに、請求書を福祉総合相談センター所長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに請求書を提出することができないことについて特別な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局長又は法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の徴収を行う福祉総合相談センター所長若しくは児童相談所長（以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる<u>措置</u>に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第22条第1項及び第23条第1項本文並びに第27条第1項第3号及び同条第2項に規定する措置</u> 別表第1に定める額</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(障害児施設給付費の給付の申請等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 省令第25条の7第2項第1号及び第2号に規定する書類は、別に定める様式による<u>世帯状況・収入等申告書</u>によらなければならない。</p> <p>(費用の基準)</p> <p>第21条 次に掲げる費用の基準は、別に定める。</p> <p>(1) <u>助産の実施及び母子保護の実施に要する費用</u></p> <p>(2) <u>法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用</u></p> <p>(3) <u>児童自立生活援助の実施に要する費用</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(費用の請求)</p> <p>第22条 法第35条第4項の規定により設置する児童福祉施設の設置者、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、<u>児童自立生活援助事業を行う者</u>又は法第33条の規定に基づき一時保護の委託を受けた者は、前条各号に<u>掲げる費用</u>を請求するときは、毎月分の当該費用について、当該月の前月の5日までに、請求書を福祉総合相談センター所長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに請求書を提出することができないことについて特別な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局長又は法第27条第1項第3号及び第2項に規定する<u>措置並びに児童自立生活援助の実施</u>に要する費用の徴収を行う福祉総合相談センター所長若しくは児童相談所長（以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる<u>事務</u>に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) <u>助産の実施、母子保護の実施、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並びに児童自立生活援助の実施</u>（以下「措置等」という。） 別表第1に定める額</p> <p>(2) [略]</p>

2 [略]

(負担金の額の変更)

第25条 [略]

2 前項の規定に基づく2項負担金又は5項負担金の額の変更を受けようとする者は、別に定める様式による負担金額変更申請書を、所管する局長（法第21条の5に規定する措置に要する費用に係る5項負担金の変更の場合にあつては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあつては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長）に提出しなければならない。

別表第1（第23条関係）

徴収額（本人又は扶養義務者）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、通園部及び母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額（月額）	徴収額（月額）
[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]
D5		その月における当該被措置者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円）	[略]
D6		その月における当該被措置者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円）	その月における当該被措置者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が27,100円を超えるときは、27,100円）
D7		その月における当該被措置者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が68,700円を超えるときは、	その月における当該被措置者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が34,300円を超えるときは、

2 [略]

(負担金の額の変更)

第25条 [略]

2 前項の規定に基づく2項負担金又は5項負担金の額の変更を受けようとする者は、別に定める様式による負担金額変更申請書を、所管する局長（法第21条の5に規定する措置に要する費用に係る5項負担金の変更の場合にあつては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並びに児童自立生活援助の実施に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあつては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長）に提出しなければならない。

別表第1（第23条関係）

徴収額（本人又は扶養義務者）

各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分		入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、通園部、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額（月額）	徴収額（月額）
[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]
D5		その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円）	[略]
D6		その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円）	その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が27,100円を超えるときは、27,100円）
D7		その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が68,700円を超えるときは、	その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が34,300円を超えるときは、



		額	額
--	--	---	---

備考1～3 [略]

4 法第50条第6号の3、第7号及び第7号の2に規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、スプリンクラー保守管理等費、単身赴任手当加算、入所児童(者)処遇特別加算費、ボイラー技師雇上費、除雪費及び里親手当を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5・6 [略]

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。以下同じ。）の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童について障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収額であるものにあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては、児童福祉法

		額	額
--	--	---	---

備考1～3 [略]

4 法第50条第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、スプリンクラー保守管理等費、単身赴任手当加算、入所児童(者)処遇特別加算費、ボイラー技師雇上費、除雪費及び里親手当を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5・6 [略]

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。以下同じ。）の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童について障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園部、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収額であるものにあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものに

施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。

施設入所児童等に係る徴収額＋施設入所児童等に係る徴収額×0.1×（当該世帯における施設入所児童等の人数－1）

8～10 [略]

あつては、児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。

施設入所児童等に係る徴収額＋施設入所児童等に係る徴収額×0.1×（当該世帯における施設入所児童等の人数－1）

8～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。